

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と 社会政策および中間層政策の展開 (二)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」

〔I〕「社会問題」の性格―以上第二十六卷第五号
〔II〕「社会問題」の発生の原因と「大衆貧窮」

- 1 身分制社会の下層民と社会の解体によるその増大
 - 2 「農民解放」による農村下層民の増大と窮乏
 - 3 「営業の自由」による手工業者過剰の発生
 - 4 イギリスの競争による家内工業の危機
 - 5 工業の雇傭能力の限界
 - 6 三月前期における「大衆貧窮」―以上、本号
- II 三月前期における政策の展開

〔I〕国家的社会政策の開始―一八三九年の児童保護規定
〔II〕中間層政策の開始―一八四五年の営業令
〔III〕三月前期における政策展開の特徴と意義

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(一) (川本)

Ⅲ 「三月革命」と政策の展開

〔Ⅰ〕 「三月革命」と「社会問題」

中間層政策の展開Ⅱ一八四九年の営業令

国家的社会政策の展開Ⅱ一八五三年法

〔Ⅳ〕 「反動期」における政策展開の特徴と意義

〔Ⅱ〕 「社会問題」の発生の原因と「大衆貧窮」

三月前期の「大衆貧窮」は、伝統的、農業的な身分制社会から近代的、工業的なブルジョア社会への移行期における社会的危機であって、増大する過剰人口に対して、工業の雇傭能力が余りにも小さかったことに起因していた。そこで、以下において、身分制社会における下層民の状態と、身分制社会の解体による人口、とくに下層民の増加について考察した後、過剰人口を発生させた諸原因を逐次検討して、一八三〇—一八四〇年代の「大衆貧窮」の具体的な実態を明らかにしていきたいと思う。

1 身分制社会の下層民と社会の解体によるその増大

中世の身分制社会においても下層民は存在しており、「賤民（Pöbel）」と呼ばれて蔑まれていたのであるが、決して過剰で不必要な存在ではなかった。完全農民やツプフトの親方以外の多くの層がそれであって、身分としての評価を受けず、「労働の名誉」の外に放置され、収入を得る勤め口は制限されていて、つねに深刻な貧窮のなにかにおかれ、破局に対して抵抗力を持たなかった。しかし、他方で、身分制的な社会秩序は、かれらを頼りにし

ていた。農民が奉仕義務を果たすためには僕婢ヘンツグや日雇タギヤートルの存在が不可欠であり、ホイスラー(Huisler)やビュドナー(Bidner)は農村住民の必要とする労働力であったし、その下層の完全に土地を持たないアインリーガー(Einlieger)はどのような仕事にでも従事した。かれらは生存最低限の状態におかれていて、虚弱かつ独身であった。したがって、身分制社会の「賤民ヘンツグ」は生活領域を狭く制限され、増大を阻まれていたのである。⁽¹⁾

「農民解放」以前のプロイセンにおいても、相続者以外は、農村では僕婢ヘンツグとして、都市では傭兵として独身を保った。かれらは、相続者が子供を養育するのを助け、その世代で死滅するか、または飢餓、疫病、戦争等で相続者が死亡した時に、それを補填する役割りを果たした。この結果、ヨリ多数の家族成員の生計ザルツを可能にする新しい勤め口が生じない限り、住民数は不変に留まり、まったく同じ配置の同じ状態が繰り返されたのである。⁽²⁾

都市においても、親方の数はツンフト制度と定住法(Niederlassungsrecht)によって制限され、営業の機会がかれらに保障されていた。親方以外の者は、生計の道を新たに見出した時にのみ、家族をもつことが許可された。

都市には、また、身分制から外れた、市民権も納税義務もなく、「故郷ヘイマートのない」下層民が存在しており、隷ライプ奴アイゲネとか、非ツンフト手工業者、または相続しない「住民の余りもの(Bevölkerungsüberschuss)」等と呼ばれていたものであるが、都市の負担能力に限度があったため、その数が増加することはなかった。⁽³⁾

以上のように、身分制社会にあっては、生計ザルツを営むことが可能なばあいのみ、結婚が許可されるという一般的な原則に基づいて、下層民の増加に歯止めが掛けられていた。しかし、一八世紀に入ると、この歯止めが徐々に外れていった。分割相続地域における小農や下層民の増大、ツンフトから自由な農村において工業が勃興し、親方になれない層の家族的な基礎が創出されたことや、農村に問屋制度が拡張して、農民の副業収入が増大した

こと（「新しい生計^{ナヤンレツ}の基礎の創出」等）によってである。⁽⁴⁾プロイセンにおける「農民解放」と「営業の自由」は、こうした傾向の基礎のうえで、下層民を諸制限から法的に解放した。⁽⁵⁾これらの改革によりプロイセンでは、結婚は、道徳的、宗教的な見地から近親者に対してのみ禁止されたことを除くと、まったく自由となり、都市における定住の制限も撤廃された。⁽⁶⁾この結果、下層民を中心とする人口の増大が生じたのである。

第1表 19世紀前半のプロイセンにおける人口と従属的手労働者数の増加

	1816年	1846年
人 口	1,000万人	1,600万人
従属的手労働者（1816年の数を100とする）		
工場労働者	100	243
手工業者補助	100	212
日 雇 い	100	167
僕 婢	100	177

一九世紀前半のプロイセンにおける人口と「従属的な手労働者（die *Yahrlängige Handarbeiter*）」の増加を示したのが第1表である。⁽⁷⁾この表から注目すべき点は、(1)一八一六年から一八四六年に至る三〇年間に、人口が六〇％増加しているのに対し、(2)主として農業に従事した日雇^{タイゲレナ}いと僕婢^{ゲシナ}の増加率がほぼこれと等しいのに反して、(3)工場労働者と手工業者補助の増加率がこれを大きく上廻っていることである。後にみるように、この表から除外されている独立手工業者数の増加とその貧窮化を考慮するならば、工業に従事する下層民の増加はこれよりもなお一層顕著であったといえよう。以上から、一九世紀前半のプロイセンにおける人口の増大が、下層民、とくに工業下層⁽⁸⁾の膨脹を基礎としていたことを看取し得るであらう。つぎに、以上の点を、東エルベ地域のなかで、ポーゼン州とともにもつ

とも農業的色彩の強かった東プロイセン州と、工業の拡張の著しかった西エルベ地域のライン州とヴェストファール州とを取り上げてさらに検討してみよう。

第2表は、一八〇五年と一八六七年の東プロイセン州における人口数を、社会成^{シヒトウケン}層別に示したものである。

第2表 東プロイセン州における農村人口の
社会成層とその編成

	1805年	1867年	1,000人中の 年平均増加
Gutswirte	7,000人	17,000人	14人
Instleute und Tagelöhner	220,000	580,000	16
Gesinde	115,000	160,000	5
Hofbauern	294,000	360,000	3
Eigenkätner	40,000	144,000	21
Dorfgewerbe	32,000	101,000	19
Sonstige	60,200	70,000	2
Summe Landgemeinden	768,000	1,432,000	10.1
Stadtgemeinden	220,000	376,000	8.7
Provinz Ostpreußen	988,000	1,800,000	9.8

個々の社会成層の説明は後段に譲り、差当り止目すべき点は、(1)人口が年平均一、〇〇〇人当り一〇人弱の増加を示しているのに対し、(2)農民〔Hofbauern〕数は殆んど増加せず、(3)農場に住むインストロイテと日雇い、および農民村落到に居住するアイゲンケイトナーが顕著な膨脹を示し、(4)村落営業者の数も著しく増加しているが、この州では一九世紀の前半に小都市の人口もすぐれて農業で生活していたと言われているところから、農業への依存度が強かったと思われることである。以上から農業下層を中心とした人口の増大を看取し得るであろう。

ライン州とヴェストファーレン州における人口は、一八一六年の二九〇万人から一八四九年の四三〇万人へと、一四〇万人の増加をみた。⁽¹²⁾ここでの人口の増大は、工業下層民を基礎にしていたであろうことが推測されるのであるが、残念ながら社会成層別の増加は不明である。

しかし、人口の膨脹が下層民を中心に生じたことはつぎの点から明瞭である。W・ケルマンは、世紀の中葉に人口に対する就職者の割合が四三％であったことを基準とすれば、一四〇万人の人口の増加に対して五八万人分の新しい勤め口が創出されなければならないのであるが、これだけの経済の拡張が行なわれなかったため、過剰人口が生じたと述べ、⁽¹³⁾ヴェストファーレン州のばあい、一八二六年の第一回州議会選挙の選挙人名簿の分析を通じ

第3表 1826年のヴェストファーレン州第
一回州議会選挙人リストの分析結果

階 層	人口比率 （%）
貴族的大土地所有者層	0.1%
大農層	3.9
商人、企業家よりなる都市名望家層	0.9
官吏と自由職業従事者層	1.2
中農層	11.2
都市の中小企業家層、社会的に保障された手工業者および営業者	3.4
小農と下層農民	63.7
小市民と下層市民	16.3

て、下層民の比率が人口のほぼ八〇%にも達していたと推定している。その分析の結果が第3表であって、最後の二つの階層が「第四身分」を形成したと述べている。⁽¹⁴⁾

以上のように、身分制社会の解体による人口の膨脹は、下層民の増大を基礎にしていたため、「大衆貧窮」は人口の増加とともに進行していったのであるが、つぎにその実態を具体的に明らかにするために、過剰人口を発生させた諸原因を順次辿りながら、一層立ち入った検討を加えていきたいと思います。

ところで、過剰人口が生じた原因について、W・コンツェはつぎのように述べている。「人口の増加は——減少する死亡によって惹き起され、農民解放後のプロイセン東部におけるように、特殊な条件のもとで、増大する結婚と増加した出生によってまた惹き起されたのであるが——古くより発展を続けていた地方では、ゆっくりと殆んど殆んど気づかれないうちに過剰人口を生み出し、密度のなお稀薄であった入植地域においては、嵐のように過剰人口を生み出した。それは、自由主義的な農業改革と営業の自由の結果、一部は強められたが、さらに、イギリスの工業の低廉な生産物（とくに繊維製品と鉄製品）がドイツの市場に氾濫したことにより、危機に直面した資本力の弱いドイツの工業が没落に瀕し、行き詰まった時に、破局の淵に立った」⁽¹⁵⁾と。

W・ケルマンもまたつぎのように説明する。「ドイツの工業的な発展が出发点に立っていた時の社会的な状況

は、三〇年代と四〇年代の『大衆貧窮』であった。一八世紀の後半に始まり、一九世紀の三〇年代に至るまで続いた、近世の人口の波の加速した最初の増大が、殆んど全ドイツにおいて、到る所で同じ度合いにおいてではないにせよ、過剰人口の現象へと導き、それが土地とツンフトを喪失した、急速に拡大する分子からなる下層の窮乏のなかに沈澱した。自由主義的な農業改革と営業改革によって解放された国民の力に対して、他面において、それに照応したヨリ多くの労働場所の供給がなかったのである。問屋制度のなかで農村の営業が、保護されないまま、かつ改造のために必要な金融的な後援のないまま、機械製品の競争のとりこになった間に、資本力のないドイツの工業は、発端において、圧倒的な外国の競争に対する自己維持のための骨の折れる闘争を行なった。シュレージエンとラーフェンスベルク地方の事件が、一八四六―一八四七年の馬鈴薯の凶作の後に頂点に達したところの、一般的に広まった困窮の極端な例であった」と⁽¹⁶⁾。

以上の叙述から、過剰人口が生じた原因として、(1)「農民解放」、(2)「営業の自由」、(3)イギリスの競争による家内工業の危機、(4)これらの結果増大した下層民に対して工業の雇傭能力が不十分であったこと、の四点を挙げることができよう。以下、順を追って検討を加えることにしよう。

- (1) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 113-114. なお、»Pöbel« という言葉は、蔑視の意味を伴った呼称として使用されるよりも遙か以前には、中高ドイツ語においてフランス語の »pöble«、ラテン語の »populus« から借用した「人民」の意味で使用されていた (Ebd., 113)。
- (2) Gunter Ipsen, Die preussische Bauernbefreiung als Landesausbau (1954), in, Ernst-Wolfgang Böckenförde Hrsg., Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918), Köln 1972, 361-362.
- (3) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 114. W. Fischer, Soziale Unterschichten, 243.

第4表 ドイツ諸邦とプロイセン諸州における人口数とその増加

	1816	1822	1837	1846	1849	1861	1864
人口数(単位=1,000人)							
北 東 ド イ ツ	2,564	2,899	3,375	3,864	3,839	4,352	4,528
ザ ク セ ン 王 国	1,194	1,281	1,644	1,826	1,886	2,211	2,322
ザ ク セ ン 州	1,197	1,313	1,564	1,742	1,781	1,976	2,044
ラ イ ン ラ ント	1,871	2,032	2,474	2,763	2,811	3,216	3,346
ヴ ェ ス ト フ ァ ー レ ン	1,066	1,140	1,326	1,446	1,465	1,618	1,667
パ ー デ ン	1,000	1,082	1,250	1,361	1,364	1,364	1,418
ヴ ェ ル テ ム ベ ル ク	1,394	1,455	1,605	1,721	1,740	1,719	1,743
1816年を基準とした増加率							
北 東 ド イ ツ		11.3	31.6	50.7	49.7	69.7	77.0
ザ ク セ ン 王 国		10.7	37.7	52.9	58.0	85.2	94.4
ザ ク セ ン 州		11.0	30.7	45.6	48.8	65.1	70.8
ラ イ ン ラ ント		10.9	32.2	47.7	50.3	71.9	78.9
ヴ ェ ス ト フ ァ ー レ ン		10.7	24.4	35.6	37.4	51.8	56.3
パ ー デ ン		8.2	25.0	36.1	36.4	36.4	41.9
ヴ ェ ル テ ム ベ ル ク		10.4	15.2	23.5	24.8	23.3	25.1

北東ドイツ：東西プロイセン州とポゼン州。

- (4) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 114. W. Fischer, Soziale Unterschichten, 247-248.

- (5) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 115.

- (6) W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 79, 84.

- (7) 上の表は、C. H. W. Dierichsの数字を整理したW. Köllmannの叙述より作成した(W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 121)。なお、一八〇六年の人口はほゞ一〇〇〇万人であつた。一八一六年に変化がなかつたのに対し(C. F. W. Dietrich, Der Volkswohlstand im Preussischen Staate, In Vergleichen aus den Jahren vor 1806 und von 1828 bis 1832, so wie aus der neuesten Zeit, nach statistischen Ermittlungen und dem Gange der Gesetzgebung aus amtlichen Quellen, Berlin, Posen und Bromberg 1846, 1) 一八三三年の人口は一四〇〇万人であつた(J. G. Hoffmann, Die Bevölkerung des preussischen Staats nach dem Ergebnisse der zu Ende des Jahres 1837 amtlich aufgenommenen Nachrichten in staatswirtschaftlicher, gewerblicher und städtischer Beziehung, Berlin 1839, 17)。

(8) なお、工業化の初期にあっては、工場労働者もまた大部分は工業下層の一部を形成した。かれらには、団結権は認められず、選挙権も所得と財産により段階をつけられ、社会保障も存在していなかったからである (W. Fischer, *Soziale Spannungen*, 227)。これに対して、例外的に安定したグループを形成したのが、坑夫共済組合に所属する坑夫と工場における専門的熟練労働者である (W. Köllmann, *Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik in Preußen bis 1869* (1966), in, E.-W. Böckenförde Hrg., *Moderne deutsche Verfassungsgeschichte*, 411. ders., *Rheinland und Westfalen an der Schwelle des Industriezeitalters* (1967), in, ders., *Bevölkerung in der industriellen Revolution*, 217-218)。

(9) W. Köllmann, *Bevölkerung und Arbeitskräftepotential*, 63.

(10) G. Ipsen, a. a. O., 376.

(11) F. W. Schubert, a. a. O., 231.

(12) W. Köllmann, *Bevölkerung und Arbeitskräftepotential*, 62. ders., *Rheinland und Westfalen*, 227. なお、一八一六年から一八六四年までの主要なドイツ諸邦とプロイセン諸州における人口の増加は第4表 (W. Köllmann, *Bevölkerung und Arbeitskräftepotential*, 62) の如くである。

(13) W. Köllmann, *Rheinland und Westfalen*, 216.

(14) この分析結果は、合計が二〇〇〇を越えるところから明らかなように、資料の制約から正確なものであると断言できない (W. Köllmann, *Friedrich Harkort*, Bd. 1: 1793-1838, Düsseldorf 1964, 190-201. ders., *Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik*, 411. ders., *Rheinland und Westfalen*, 217. ders., *Wirtschaft und Gesellschaft in Rheinland-Westfalen zu Beginn des Industriezeitalters*, in, Jürgen Reulecke Hrg., *Arbeiterbewegung an Rhein und Ruhr*, Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung in Rheinland-Westfalen, Wuppertal 1974, 21)。

(15) W. Conze, *Vom »Pöbel« zum »Proletariat«*, 112-113.

(16) W. Köllmann, *Industrialisierung*, 107-108.

2 「農民解放」による農村下層民の増大と窮乏

プロイセンにおける「農民解放」は、周知のように、一八〇七年の「一〇月勅令」によって開始され、世襲隷民性を廃止して、農民に土地所有の権利を賦与し、職業の選択を自由にする⁽¹⁾とともに、結婚の制限、つまり、農場においては、家族を養うのに十分な生計が見込まれた時にのみ領主が結婚を許可し、農民村落においては、家屋敷の相続者のみが家族をもつという従来の制度をも除去した⁽²⁾。この結果、すでにみたように、「農民解放」の適用区域である東エルベ地域においても急激な人口の増大をみたのであるが、その主力となった下層農はつぎのような状態におかれた。

すなわち、一八一一年の「調整勅令」と一八一六年の「調整布告」により、調整資格の認められた世襲農民は全農地の三分の一、非世襲農民は二分の一の割譲でもって土地所有権が賦与され、調整資格のない農民の土地は没収された。この結果、農場地が拡大したのに対して、農民の土地は減少したのであった⁽³⁾。

拡大した農場では労働力としてインストロイテ (Instleute) が使用された。その給源となったのはアインリガーや農場僕婢^{ゲーレンツ}であり、インストロイテ自体も自由に結婚ができるようになり、増殖していった⁽⁴⁾。かれらは農場主によって人格的に支配されていたのであるが、物質的には保障されていた⁽⁵⁾。

したがって、問題は農民村落にあった。まず、本来の農民^{ホーフバウアー}について、G・イプセンは、一般的に単独相続の慣習が存続していたために、その数は変らなかつたと述べている⁽⁶⁾。しかし、プロイセン州においては、分割相続や分割販売によって、一八一九年から一八四三年の間に、農民所有者数は二〇%以上も減少して、その土地は大土地所有者に併合されたとF・W・シュューベルトは報じている⁽⁷⁾。いずれにせよ、かれらの農地は、土地割譲によつ

第5表 旧規模（1815年の領域）におけるプロイセンの耕地面積

（単位=10,000 ha）

	1815年	1849年	1864年	1890年	1913年
プロイセン北東部 シュレージエン ザクセン ラインラント＝ヴ ェストファーレン	ほぼ 320 129 101 173	738 175 131 202	825 218 151 213	870 225 154 212	873 222 152 210
プロイセン邦（合計）	ほぼ 730	1,246	1,407	1,461	1,457

プロイセン北東部：東西プロイセン州，ボーゼン州，ポメルン州，ブランデンブルク州。

て従来の面積の三分の二または半分に縮小したのである。

顕著な増大を示したのはアイゲンケートナーであった。一八〇五年から一八六七年の間に領地区域のインスト家族の総数が二・五倍増大したのに対し、農民村落におけるアイゲンケートナーの数は三・五倍もの増加を示し、その結果、本来の農民は少数者に転落した。かれらは、農民の二、三男であって、結婚して独立し、通常四ヘクタール（＝四分の一フエ）以下の小農地と日雇いで生計を立てた。⁽⁸⁾ プロイセン州においても、アイゲンケートナー、ホイスラー、とくにロスロイテ（Losse）が著しく増大し、やせた僅かの土地を持つ農業プロレタリアートとして生活したといわれている。⁽⁹⁾

本来の農民の土地割譲による所有地の減少と結婚の自由によるアイゲンケートナーの増大は深刻な土地飢饉となって現われた。この結果、「農民解放」以前には、国家領域の三分の二が荒蕪地または利用されることの稀な放牧地として放置されていたのが、僅かの土地でも開墾されて、耕地に転化されたため、一八〇六年から一八六四年までの間にプロイセンの耕地面積は二倍に拡大し、とくに北東部においては二・五倍の拡張をみた（第5表⁽¹⁰⁾参照）。これに伴って、土地開拓（Landbesatzung）のための労働力の需要も増大し、農業における人件費は一八一六年から一八三四年までに二倍となり、さらに一八五二年までに三倍、一八六四年には

第6表 Königsberg, Elbing, Danzig 三港からの穀物輸出

	1776~1802年の年平均量 (Danzig は1797~1802年の平均)	1829~1843年の年平均量
Königsberg	10,000 Last	17,000 Last
Danzig	16,000 Last	20,000 Last
Elbing	7,000 Last	7,000 Last
合 計	33,000 Last	44,000 Last

四倍に上昇した。⁽¹¹⁾ G・イプセンは「プロイセンの農民解放は、本質的には国家のひき起した土地開拓である」⁽¹²⁾と主張している。

土地不足から多量の労働支出を必要とする土地開拓の努力が続けられるとともに、馬鈴薯が農村の主食となっていた。F・W・シューベルトは、プロイセン州のばあいについてつぎのように説明している。州の人口は一八一九年の一六三万人から一八四三年の二四〇万人へと、七七万人の増加をみた。この増大を賄うためには、極めて控え目に一人当り年四シェッフェルのパン穀物が必要であると見積っても、年六六、〇〇〇ラスト (Last) の増収が必要である。しかし、増収は二四年間にこの半分にも達していない。加えて、第6表⁽¹³⁾の示すように、穀物の輸出は世紀の初頭と比較して年一、〇〇〇ラスト (一、一〇〇万人分) も増大しているために、この州では全農村人口の三分の一がパンを断念して、馬鈴薯のみで生活している⁽¹⁴⁾。と。東エルベ地域の農民村落では、土地不足に対処するため、一八二二年以降改良三圃制に移行して、休閒地に根菜作物 (馬鈴薯とかぶら) が導入された。「根菜作物は、穀物栽培よりも数倍の労力を消耗しなければならなかったのであるが、單位面積当り二倍、栄養価で三倍を作り出した」⁽¹⁵⁾。こうして馬鈴薯が主食となったのである。

ところで、東エルベ地域では、農民村落において増大した下層農が都市へ流出することとはなかったといわれる。東部諸州の都市では一八四八年までツンフト制度と移住による人口増大の制限が残存していたのと、農村における土地開拓が移動を阻んだからである。⁽¹⁶⁾ 都市の発達のもっとも遅れていたプロイセン州

においては、都市人口に比して農村人口の増加率が圧倒的であった。一八一九年と一八四三年の間に、都市人口の増加率が二七％、年平均一・一％であったのに対し、農村人口は五三％および二・三％であった。しかも、小都市の住民もまた農業によって生活していたのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、東エルベ地域では、「農民解放」による土地割譲と結婚の自由によって、農民村落のアイゲンケートナーを中心に、恒常的な困窮状態が醸し出されていた。これが一八四四―一八四六年の三年間の凶作によって頂点に達した「大衆貧窮」の原因であった。ここでの特徴は、貧窮が下層農の、とくに都市への移動を伴わなかった点に求められる。⁽¹⁸⁾

他方、一八世紀にすでに農民が封建領主や村落共同体の束縛から解放され始めていた西エルベ地域では、ナポレオンの支配のもとで「農民解放」が遂行されたのであるが、⁽¹⁹⁾すでにみたように、ここでも下層農を中心とした人口の増大が顕著であった。テクレンブルク郡 (Kreis Tecklenburg) の四つの市町村^{マルクト}では、一八一五年から一八二八年の間にホイアーリング (Heuering) に賃貸された小作地の数が八〇％も増加した。これらは零細地片であって、全農地の六％を占めるに過ぎなかったのであるが、この土地からの純収益が小作料以下であったため、かれらは日雇いで得た収入から小作料を補填したといわれている。また、ラーフェンスベルクのゼンネ (Senne) では、一八五三年に人口の八〇％以上が小屋住農 (Kötter) や零細世襲小作農 (kleine Erbpächter) やホイアーリングからなっていた。⁽²⁰⁾さらに、以前のリッペーデットモルト公国 (Fürstentum Lippe-Deimold) においては、土地を持たないアインリーガーの数が、一七八九年の三、五〇〇人から一八四八年には八、〇〇〇人へと、一二八％の増大をみた。⁽²¹⁾こうした事例から下層農の著しい膨張が明白である。

西エルベ地域で発生した農村過剰人口は脱出口を三つの方向に求めた。(1)アメリカへの海外移住、(2)乞食としての近辺の放浪、(3)鉄道建設の夫、がそれである。

まず、渡航費と入植費を持つ者はアメリカへの移住に脱出口を求めた。一八一八年二月にアルンスベルク県庁はミュンスターの州長官への報告においてつぎのように述べている。「両ヴィトゲンシュタイン伯領において生じた、アメリカへ移住するという病的欲望は、われわれのとくに注目を惹く流行病である。最近、七一名の家族を連れただ四名の家長と、二四名の者が、すなわち合計一〇九名が、移住のための届け出をしており、許可を待っている。これらの人々の持っていく財産は、ベルリン通貨の七、五六一ターラー以上と書かれている。この他にまだ非常に多くの者が、この運命に追隨する意志を持っている。……この地方においては、以前にアメリカに移住した者から、ヨリ良い状態を約束する招待が届いているけれども、このことがではなくて、窮乏や甚だしい景気の沈滞が生じたことが、海外への移住が始まった真の原因とみなされ、かつ郡庁によってはっきりと言明されているところである」⁽²²⁾と。

しかし、多くの者は無産者、乞食、放浪者として農村から農村へ、農村から都市へと移動していった。一八四七年に『ヴェストファーレン蒸気船(Westfälischer Dampboot)』に掲載されたヘルフォート地区(Herforder Gebiet)についての報告によればつぎの如くである。「農村において発生した大量の貧民と乞食が、都市の住民に、生きていくのにギリギリ必要なものを物乞いして廻るために、都市へ流入している。わたくしはこの年におけるよりも多くの乞食を見たことはない。一軒の家に、同じ日の午前中に、つぎつぎと訪れた物乞いをする男、女、子供は二五〇名にのぼった。乞食法(Bettelgesetz)をもってしては、かかる窮乏に対して、もはや何もなすこと

ができなくなっている。都市は、実際に、大量の乞食を監獄において養うための負担を引き受けることはできないであろう。……貧困は、その結果、もっぱら都市と農村の富裕な住民の慈善行為に頼っている⁽²³⁾」と。

これらのうちで、労働意欲のある者は鉄道建設へと流れていった。ここでの仕事は苦しく、賃金が低廉であったため、しばしば暴動が起ったのであるが、解雇した者の代りに、新規採用することは極めて容易であったといわれている。「まったく飢えてしまうより、一・五銀グロッシェンで働くことを好む者」が多数存在したからである。⁽²⁴⁾なお、農村過剰人口は工場に吸収されたばあいには、鉄道建設の例が示すように、不熟練労働者の基幹部分を形成したのであった。⁽²⁵⁾

以上、「農民解放」により、東エルベ地域では、土地割譲と結婚の自由とによって、農民村落において、恒常的な貧窮状態に陥った下層農が多数生み出されたのであるが、西エルベ地域では、増大した下層農は、過剰人口として海外に移住したり、乞食として、または仕事を求めて近辺を移動した。そして、両地域とともに、一八四〇年代の凶作時に「大衆貧窮」の頂点に達した。この「農民解放」による農村下層農の増大と貧窮化が、三月前期の「大衆貧窮」の主要局面である解放危機の核心を形成したのである。

(1) G. Ipsen, a. a. O., 357.

(2) Ebd., 361-362. 中島茂樹「ドイツ市民革命期における『営業の自由』」(1)、『法政論集』六三号、一九七五年、一四九ページ。「一〇月勅令」の全文については、Vgl. Sammlung der für die Königlichen Preussischen Staaten erschienen Gesetz und Verordnungen (以下 Gesetz-Sammlung 略す) von 1806 bis zum 27. Oktober 1810, 1822, 170 ff. 邦訳では、田山輝明『営業の自由』Gewerbefreiheit の立法史的考察——『一〇月勅令』と改革立法をめぐって——、高柳信一、藤田勇編『資本主義法の形成と展開』東京大学出版会、一九七二年、三三八—三四一

ページ、を参照せよ。

なお、「農民解放」以前におけるプロイセン東部のグーツヘルンシャフトは、一五〜一六世紀の「封建的危機」の後に形成され、西エルベ地域のグルントヘルンシャフトとは異った展開を遂げた。この「東部と西部の発展の分岐」のもう重要性については、Vgl. H. Rosenberg, a. a. O., 89-90. 邦訳、一二二〜一二三ページ、および Vgl. H.-U. Wehler, Das deutsche Kaiserreich, 22.

また、プロイセンの「農民解放」は軍制の変革と結び付いていた。「農民解放」までの、プロイセンの軍隊の補充は、農村の過剰人口に依存していた。すなわち、都市も農民やかれの相続者も、徴兵義務から免除されていて、農民の二、三男が力の衰えるまで軍務に服したのである。したがって、グーツヘルの奴婢奉仕の権利も、国家のこの要求に譲歩しなければならなかった。ホーエンツォレルン家による農民保護の意義は、軍隊を完全に維持し、戦時における損失を補充することにあつたのである(G. Ipsen, a. a. O., 356)。

「農民解放」は防衛制度の変革で結着した。フォム・シュタインの「農民解放」による自由人の創出の考えと、「国家のすべての住民は生まれながらにして国家の防衛者である」とのシャルンホルスト(Scharnhorst)の言葉とが結合して、一八〇七年の「一〇月勅令」から一八一四年のポイエンの防衛法(Wehrgesetz Boyens von 1814)へと進展したのである(Ebd., 358)。この結果、すべての者が三年間の一般的防衛義務に服することになった(Ebd., 361)。

- (3) G. Ipsen, a. a. O., 358-359. 邦訳 Vgl. H.-U. Wehler, Das deutsche Kaiserreich, 23.
- (4) G. Ipsen, a. a. O., 360-361.
- (5) H. Rosenberg, a. a. O., 24. 邦訳、三九ページ。
- (6) G. Ipsen, a. a. O., 363. なお、第2表を参照せよ。
- (7) F. W. Schubert, a. a. O., 236.
- (8) G. Ipsen, a. a. O., 361, 363.
- (9) F. W. Schubert, a. a. O., 235-236.
- (10) G. Ipsen, a. a. O., 373.
- (11) Ebd., 359-360. 邦訳 Vgl. Ebd., 372-373.

- (12) Ebd., 362, 372.
- (13) F. W. Schubert, a. a. O., 237 より作成。
- (14) Ebd., 236-238. なお、G・イプセンは、一七九八年に、東プロイセン州議会において初めて経済的自由が要求されたが、その考え方と作用が、プロイセンの穀物輸出による経済的利益と一致し、その結果、「イギリスの工業はプロイセンに最高のパートナーを見出した」と述べている (G. Ipsen, a. a. O., 358. なお、Vgl. Ebd., 362)。
- (15) G. Ipsen, a. a. O., 360.
- (16) Ebd., 364. なお、藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』、四二五〜四二六、四三五〜四三六ページを参照せよ。
- (17) F. W. Schubert, a. a. O., 231-235. プロイセン州では、一九世紀に入っても新たな都市は形成されず、一五、〇〇〇人以上の都市も三を数えたのみであったのに対し、シェレージエン、ザクセン、ヴェストファーレン、ラインの四州では、一八二一年以来四四の都市が新設された (Ebd., 239)。
- (18) W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung, 35. ders., Industrialisierung, 114. なお、東エルベ地域に過剰人口が発生するのは一八六〇年代のことであり、一八七〇〜一八八〇年代にはドイツ最高の海外移住率を示すと同時に、ヘルリンを中心とする東エルベ地域の諸都市への移住が開始され、一八九〇年代にアメリカのフロンティアの消滅を契機として海外移住が東西移動に転化し、ルール地方の工業都市への流出が始まったといわれる (W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung, 38-40. ders., Industrialisierung, 115)。
- (19) ライン州の「農民解放」については、前掲拙著「一四〜三七、三九七ページ以下を参照せよ。ヴェストファーレン州の「つづき」 Vgl. Friedrich Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Ein Überblick, Berlin, Göttingen, Heidelberg 1952, 321.
- (20) W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 216. なお、ヴェストファーレンのハイアールینگ制の詳細については、藤田幸一郎「西ドイツ農村における『社会問題』の展開」、『商学論集』、四六巻二号、一九七七年、一〇六ページを参照せよ。
- (21) W. Fischer, Soziale Unterschichten, 245. 但し、ミュンスター近辺の大農地帯では一般的に農民は一人の子供のみをめぐへてあるとの教訓が守られ、出生率が低かったとつかわれている (W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 245. 三月前期のプロイセンにおける「社会問題」) (川本)

falen, 217)。なお、ライン州とヴェストファーレン州においては、一八世紀末に馬鈴薯が栽培されるようになり、下層民の主食となっていた(前掲拙著「一七ページ、藤田幸一郎、前掲論文、一一五ページ」)。

- (22) W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung, 35. ^{なぞ} Vgl. Wilhelm Schulte, Volk und Staat, Westfalen im Vormärz und in der Revolution 1848/49, Regensburg, Münster 1954, 155-156. W. Fischer, Soziale Unterschichten, 248. 藤田幸一郎、前掲論文「一三〇～一三二ページ」。なお、プロイセン西部からの海外移住は、工業が支配的で人口稠密な地域で少なく、農業が支配的で人口稀薄な地域において多かった。一八四四～一八四五年の海外移住者は、前者に属するフーヘン地域では人口の〇・五一%、デッセルドルフ地域では〇・二二%にすぎなかったのに対し、後者に属するミュンスターでは二・九六%、トリアーでは二・一四%、コブレンツで三・〇五%にのぼった(B. Hildebrand, a. a. O., 140-141)。

- (23) W. Schulte, a. a. O., 152. W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 218. ^{なぞ}『ヴェストファーレン蒸気船』は、真正社会主義グループを母胎として、一八四五年初めから一八四八年三月まで、月刊誌として発行された(良知力編、前掲資料「一七四ページ」を参照せよ。なお、最近翻刻版が出版された。Das Westphälische Dampfboot, Ein Monatschrift, Redigiert von O. Lüning, Jg. 1-2 (Bielefeld 1845-46); Jg. 3-4 (Paderborn 1847-48), 5Bde., 1972)。

- (24) W. Schulte, a. a. O., 154. W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 218. 藤田幸一郎、前掲論文「一三二～一三三ページ」。

- (25) L. Puppe, a. a. O., 17.

3 「営業の自由」における手工業者過剰の発生

一八一五年から、一八四五年の営業令によって法的統一が達成されるまで、プロイセンにおいては三種類の営業法が並存していた。(1)東エルベ地域のプロイセン、ポメルン、ブランデンブルク、シュレージエンの諸州では一八一〇年十一月二日のプロイセン営業税勅令(das preussische Gewerbesteueredikt)により「営業の自由」が実

第7表 1816年から1843年までの
プロイセンにおける手
工業者数

年	親 方	手 伝 い	合 計
1816	258,830	145,459	404,289
1819	276,815	142,149	418,964
1822	295,584	161,968	457,552
1825	315,118	187,176	502,294
1828	323,538	183,594	507,132
1831	334,346	187,565	521,911
1834	356,515	215,650	572,165
1837	371,097	244,875	619,972
1840	396,016	280,089	676,105
1843	408,825	311,458	720,283

定法上の承認を与えられた。すなわち、都市と農村のいずれにおいても、人命に危険を及ぼす部門や特殊なもの〔例えば薬剤師、宝石商、左官等〕を除いて、租税政策的見地から営業鑑札 (Gewerbeschein) の交付を受ければ、能力証明なしで営業が可能となった。ついで、一八一一年九月七日の補充法規 (Ergänzungsgesetz) により、警察の監視権が制限され、ツンフトに所属しない者も徒弟や職人を養成し得ることになった。但し、従来のツンフトは、営業独占権を否定されたが、組織自身は廃止されないで存続を認められた。(2) ライン州とヴェストファーレン州においては、ライン河左岸では一七九四年のフランス法により、またベルクとヴェストファーレンでは一八〇七年の法律により、ともに完全な営業の自由が実施された。(3) ザクセン州においてはツンフト制度は存続した⁽¹⁾。

以上のように、プロイセンでは、ザクセン州を除いて、能力証明なしで手工業を営み得る権利が与えられた。

このことが、すでにみたように、十分な営業能力と財産を有する者にのみ結婚が認められるという、従来の制度の廃止と呼応して、都市における手工業者の過剰と貧窮化を進行させたのである。また、西エルベ地域においては、こうした手工業者の貧窮化に加えて、都市の定住制限の撤廃が、近辺からの人口の流入を呼び起すことにより、下層民の膨張と貧窮化をさらに激化させた。まず、前者から検討を始めることにしよう。

一八一六年から一八四三年までのプロイセンにおける手工業者数の増大を示したのが第7表⁽³⁾である。ここで注目される点は、第一に手工業者数の増大に伴ない親方数もまた増加していることであり、

第二に絶対数において親方数が手伝い数を凌駕している点である。このことは、W・ケルマンが指摘するように、手工業親方の三分の一以上が職人や徒弟をもたない単独親方であったことを示している。⁽⁴⁾ 単独親方について、B・ヒルデブランドは、三月前期のヘッセン選帝侯領、マールブルク郡の状況を分析した後、つぎのように説明している。「手工業は、たいいてい二人の職人と一人の徒弟でもって初めて、若干の蓄えと、例えばどんなに僅かでも、少しばかりの裕福を作り出すことができるのであって、まったく手伝いなしで働く親方は、実は単に特殊な日雇いにすぎないことをいま考慮するならば、ヨリ恵まれた営業において、租税義務のある非常に多数の親方が、すでにプロレタリアートとしての姿をとっており、例えば一八四四年に一二四人の租税義務のある親方が、営業税を免除されなければならなかったことは、不思議ではない」と。⁽⁵⁾

このように「営業の自由」は、単独親方を増加させるとともに、手工業者の貧窮化を推し進めたのであった。一八三〇年にベルリンの指物師一、〇六一名のうち、営業税を支払うだけの所得のあった者は、僅か三二一名のみであり、一八四〇年にも一、五九〇人のうち五二〇人であって、ほぼ三分の一のみであった。残りの三分の二は、営業税の免除を受けなければならないほどの貧窮状態に陥っていたのである。しかし、一八四〇年代に入ると貧窮化はますます進行して、一八四一年にはベルリンの手工業者の七五・五%が、また一八四九年には実に八三・一%が租税免除となっていた。⁽⁶⁾ まさしく、G・シュモラーのいうように、「営業の自由は零細な手工業に対して、いかなる救をもたらさなかった」のである。⁽⁷⁾ なお、こうした手工業者が工場労働者に転じたばあいには、通常熟練労働者の一部を形成したといわれている。⁽⁸⁾ また、後に考察する、三月前期における中間層政策の主要対象となつたのはこの層であった。

第8表 1749年から1905年までの
バルメンの人口

年	人 口	増加数	平均年増 加率(%)	流入者数	流入者増 加率(%)
1749	3,790	1,656	11.8	?	
1809	16,465	12,675	23.9	?	
1818	19,178	2,713	17.1	1,265	46.6
1843	32,984	13,806	21.9	5,419	39.3
1850	36,069	3,085	12.8	888	28.8
1858	44,698	8,629	27.2	4,972	57.6
1871	75,074	30,376	35.0	19,735	65.0
1885	103,068	27,994	24.7	4,841	17.3
1895	126,992	23,924	21.0	4,736	19.8
1905	156,080	29,088	20.8	5,523	11.1

ところで、西エルベ地域では、手工業者の貧窮化とともに、都市における定住の自由が、後に考察する移動の自由 (Freizügigkeit) と呼応して、農村から近辺都市への人口移動を呼び起し、これが都市の下層民の膨脹と貧窮化をさらに推し進めた。その典型的な例が繊維工業の中心都市バルメンのばあいである。

バルメンでは、一八一六年にすでに日雇い、婦人手工業者、召使いが全職業従事者の五六・一%、この外に下僕と徒弟を算入するならば、下層民の比率が六四・七%にも達していた⁽⁹⁾。ところが、一九世紀に入って繊維工業の展開が周辺よりの人口の流入を惹き起し⁽¹⁰⁾、一八三五年には市参事会がプロイセン人以外の者の流入を制限するに至っている。すなわち、中世における定住法 (Niederlassungs- und Heimrecht) の目的の一つは、営業活動を行な

う前提として、財産を所有し、かつ品行が方正であるばあいにのみ許可される、市民権を獲得することを義務づけることにより、公共の救貧負担の増大を阻止することにあつた⁽¹¹⁾。第8表から明瞭なように、定住の自由は流入者を増大させた。この結果、下層民が著しく膨脹し、公共の救貧負担を増加させるとともに、地元民の利得可能性をも制限した。こうした理由から市参事会は、非プロイセン人に対して、最低一〇〇ターラーの資金を有することの証明、ないしはそれに照応する身許保障のある者にのみ定住を制限した⁽¹³⁾。しかし、定住制限が非プロイセン人に限定されたため、事態は改善されないで、一八四五年五月六日に市参事会は定住の自由に対して自己防衛する必要を重ねて説

（14）
 いている。

バルメンの例にみられる移動の自由と地方自治体¹⁴の救貧負担の増大との矛盾は、ライン州とヴェストファーレン州の州議会においても問題となった。プロイセン内部における移動の自由は一般国法（Allgemeine Landrecht）（II、一七、§一四三）において宣せられた¹⁵。移動の自由を制限すれば営業活動が無気力に陥り、商工業が没落するからである¹⁶。他方、プロイセンにおける救貧規定は多くの法律に分散して規定されていたが、もっとも重要なのは一般国法の規定であり、州法によって補充されていた。そして、地方自治体に対して、治安警察的、道徳的な考慮から「度しがたい仕事嫌いの自堕落な者」や「放免された浮浪懲役囚」に対する滞在制限の権限が留保されていた¹⁷（地方自治体の「貧民、乞食令（Armen- und Bettlerordnung）」や「地方貧民規程（Landarmenreglement）」）。

以上から争点は、救貧負担を避けるために地方自治体に定住を制限する権限があるのかどうか、に集中することになった。一八二九年一月二九日に内務省は、これに関する二法案（地方自治体の転入者受け入れ義務と転入者拒否の権限についての草案（Gesetzentwurf wegen der Verpflichtung der Kommunen etc., neuanziehende Personen aufzunehmen, und wegen ihrer Befugnis, dergleichen Aufnahme zu verweigern）と貧民救済義務についての草案（Gesetzentwurf wegen Verpflichtung zur Armenpflege））を提示し、一八三一年に八つの州議会に決定を付託した¹⁸。州議会の審議の結果は、シュレージエンやザクセンの州議会が移動の自由を賛成し、個人の自由を地方自治体の恣意から守ることを主張したのに対し、ヴェストファーレン州議会は移動の自由を地方自治体に有利になるように変更することを求め、ライン州議会は移動の自由には賛成し、貧民救済に対して、かれらが働かなくなる恐れがあるとの理由でもって反対した¹⁹。内務省は、西部二州と意見が対立したため、結局一八四二年の二法律（転

入者受け入れについての法律 (Gesetz über die Aufnahme neu anziehender Personen. Vom 31. Dezember 1842) と貧民救済義務についての法律 (Gesetz über die Verpflichtung zur Armenpflege. Vom 31. Dezember 1842)) において、両者の中間をとり、移動の自由の根本命題を堅持しながらも、厳密な治安政策上および社会政策上の理由からのみ例外を認めた⁽²⁰⁾。バルメンの例や、ライン州議会とウェストファーレン州議会における救貧負担の増大に対する以上のような審議の結果は、西エルベ地域における人口移動による都市下層民の増大と貧窮の進行を示している。

以上のように、「営業の自由」の実施は、都市における手工業者の過剰と貧窮化を生み出すとともに、西エルベ地域においては、これに加えて近辺からの人口の流入が下層民の増大と貧窮化にさらに拍車をかけたのであった。このように、三月前期における過剰人口の発生の一原因は「営業の自由」の実施にあったのである。

- (1) Paul Geißen, Die preußische Handwerkerpolitik unter Otto von Manteuffel, Diss. Wuppertal-Elberfeld 1936, 17-19, 22. A. Köttgen, Gewerbegesetzgebung, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4 Aufl., 4 Bd., Jena 1927, 1008. J. Wilden, Handwerk, in: Ebd., 5 Bd., 130. 中島茂樹「前掲論文(一)」一五九～一六三、一六五～一六七、一八〇ページ。なお、A. Köttgen, a. a. O., 1008 および P. Geißen, a. a. O., 17 にならば「プロイセン営業税勅令の日附が一八一〇年一〇月二八日となっているのは、一十一月二日の誤まりである」。この法令の全文を、Vgl. Gesetz-Sammlung, 1810, 79ff. 補充法規の全文を、Vgl. Gesetz-Sammlung, 1811, 263ff.
- (2) W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 84.
- (3) Gustav Schmoller, Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert, Statistische und nationalökonomische Untersuchungen, Halle 1870, 65.
- (4) W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 80.
- (5) B. Hildebrand, a. a. O., 143.
- (6) W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 80-81.

第9表 プロイセンにおける手工業従事者

	親 方	職人と徒弟	親方と徒弟 職人と徒弟
1840年	410, 221	358, 660	0.87
1849年	535, 232	407, 141	0.76
1840～1849年の増加	125, 011	48, 481	
1840年からの増加率(%)	30.5	13.5	
1861年	534, 556	558, 321	1.03
1849～1861年の増加	676	151, 180	
1849年からの増加率(%)	-0.1	37.1	

(7) G. Schmoller, a. a. O., 664. なお、一八四〇年以降における親方数の推移は第9表の如くである。まず、一八四〇年から一八四九年の間に親方数は職人、徒弟数の二倍以上も増加し、これが「三月革命」期に「営業の自由」に反対して社会的安定を要求する一背景となった。ついで、一八四九年から一八六一年の間には、親方数が絶対的に減少し、職人、徒弟数の増加率は一八四〇～一八四九年の二倍に達した。この時期には、一方で手工業者は工場に吸収され、他方、手工業者に留まったばかりにも経済的に安定していたといわれている (W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 80-81. なお、第6表は、Fr. Eduard Keller, Der Preussische Staat, Minden 1866, 758 から作成されつづ、一八四〇年の数字が、第7表のウ・シヤモラーの数値と相違している)。

(8) L. Puppe, a. a. O., 17.

(9) W. Köllmann, Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert, Tübingen 1960, 94. W. Fischer, Soziale Unterschichten, 245.

(10) 一八世紀前半のバルメンにおける繊維工業の展開につづては、前掲拙著「第二章 II. を参照せよ。なお、工業が発展して都市が膨脹するさいには、W・ゾムバルトの「二倍の勤め口の法則 (Gesetz vom doppelten Stellenwert)」が作用する。つまり、工業の発展によって生じる一〇〇の新しい勤め口は、それらの人々に対する商業、運輸、行政サービス等における、新たに一〇〇の新しい勤め口を生みだし、都市人口の増大を急速化するところである (Vgl. W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung, 38. ders., Industrialisierung, 107)° また、工業化による大都市の形成は、ドイツにおいては一般的に一九世紀中葉以降のことに属するが、ライン地方においては世紀の初頭以降、例えばゲルゼンキルヘンのように純粋工業都市が形成され始めた (Vgl. W. Köllmann, Industrialisierung, 106-107)°

(11) W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 84.

(12) W. Köllmann, Die Bevölkerung der Industriegroßstadt Barmen vor und während der Industrialisierungs-

periode, in, ders. Bevölkerung in der industriellen Revolution, 187.

- (13) W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 215.
- (14) W. Köllmann, Industrialisierung, 106.
- (15) H. Schinkel, a. a. O., 462. なお、藤瀬浩司「プロシヤードイツにおける救貧法と労働者保険制度の展開」、『経済科学』XX—4、一九七四年、八七～八八ページ、を参照せよ。
- (16) H. Schinkel, a. a. O., 461. 移動の自由は、いうまでもなく人口の流動化のための一前提であり、工業社会成立の一前提条件である (Vgl. H. Braun, a. a. O., 266)。
- (17) H. Schinkel, a. a. O., 460-463.
- (18) Ebd., 460.
- (19) Ebd., 470-472. なお、藤田幸一郎「前掲論文」、一三四ページ以下、をも参照せよ。
- (20) H. Schinkel, a. a. O., 477. なお、藤瀬浩司「前掲論文」、八七ページ以下、をも参照せよ。一八四二年の法律の全文⁽¹⁾ Vgl. Gesetz-Sammlung, 1843, 5ff. 8ff. また、プロイセン以外の諸邦における定住法の状況については、Vgl. W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 96-98.

4 イギリスの競争による家内工業の危機

過剰人口の発生の第三の要因はイギリスの競争による家内工業の危機である。この危機はとくに繊維工業において鋭く現われた。関税保護が不十分であったため、イギリスの機械捻糸や、力織機で製造された織布の激しい競争に逢着したのと、ヨーロッパ諸国が保護政策を採用したため、輸出が困難になったからである。⁽¹⁾ 繊維工業のなかでも、とりわけラーフェンスベルクとシュレージエンの麻工業の苦境が顕著であり、一八四四年のシュレージエンの織工一揆は「大衆貧窮」の頂点を画する事件であった。麻工業についてはすでにいくつかの業績がさがれているので、⁽²⁾ できるだけ簡潔に苦境の原因と貧窮の状況について述べることにしよう。

ビーレフェルトを中心とするミンデン・ラーフェンスベルク地方においては、手紡の高級麻糸（feines Handgarn）が、一八三〇年代末まではなおイギリスに輸出されていたのであるが、⁽³⁾綿の競争やイギリスとアイルランドの麻の圧迫により、事態は悪化の一途を辿り、一八四〇年代には破局的様相を呈するに至った。

イギリスにおける機械麻紡績は急速な発展を示し、一八一八年にすでに最初の麻紡錘（Flachs-spindel）が手紡車（Handspinnad）の一二〇倍を生産し、また一八四〇年代には一労働者が一手紡績工の五〇〇倍を製造したのみでなく、機械製麻糸は手紡麻糸よりも同質で安価、かつ漂白が容易であった。⁽⁴⁾ラーフェンスベルクにおいても、一八一二年にヘルフォートに綿紡績工場が建設され、一八三三年に破産した後もイギリス資本によってその一部が経営された。しかし、この工場では麻紡績のさいには原料として麻屑が使用され、手紡績と競争関係に入ること避けていた。この地方においては機械の導入に対する反対が強く、あらゆる手段をもって麻紡績工場の設立が阻止されたからである。⁽⁵⁾

織布工程においても、一八三五年にイギリスではすでに麻力織機が三〇九台——綿力織機は実に一〇九、六二六台——稼動しており、価格はドイツの半額で、しかも強靱かつ同質の織布が生産された。⁽⁶⁾

以上の結果、イギリスの機械製麻糸の総輸出は一八三二年から一八四三年にかけて八、七〇五ポンド・スターリングから九二二、九七九ポンド・スターリングへと飛躍的な増大を示し、麻布のばあいには、一八三六年から一八四〇年の間の七、八〇〇万ヤードから、一八四六年から一八五〇年の間の九、九〇〇万ヤードへと増加した。これに対して、関税同盟諸邦の粗麻布は一八三四年には九、四四〇ツェントナーの出超であったのが、一八四二年から一八四六年にかけて年々一二、三三一ツェントナーの入超に転じたのであった。⁽⁷⁾

ミンデン・ラーフェンスベルクにおいても、麻織工の数が一七九六年の五、三七九名から一八四九年には四、八四四名へと減少し、工業従業者数もこの間に一、〇〇〇人中四〇名から三八名へと減少した。ヴェストファーレン州における麻製品の輸出総額は第10表のように後退している。しかも、一八四〇年と一八四六年の間に麻製品の価格は半額に下落し、なかでも粗質の麻糸の価格は殆んど零にまで落ち込み、麻糸を生産していた家族の

第10表 ヴェストファーレンの麻の輸出額
(単位＝ライヒスターラー)

1840年	3,141,090
1841	2,407,835
1842	1,431,217
1843	1,157,385
1844	933,249
1845	907,388
1846	798,307

収入は一八三〇年代末の週四〜五ターラーから一八四八年には僅か二〇プフェニツヒにまで減少したのであった。⁽⁹⁾

これに加えて、一八三〇年以来穀物と馬鈴薯のみでなく、亜麻の凶作に襲われ、⁽¹⁰⁾とくに麻糸の生産者は飢餓状態に陥り、罹病する者が多く、後に蔵相となったC・H・ビッター(Carl-Hermann Bitter)によるビーレフェルト南方のゼンネについての報告によれば、一年に四、〇〇〇人以上の乞食がニーダーバルクハウゼン城(Schloß Niederbalkhausen)の台所から食料を物乞いし、ホルテ城(Schloß Hölte)でも二、〇〇〇人以上が物乞いをしたのであった。⁽¹¹⁾また、健康で働ける者は道路建設に従事し、五〇年代には鉄道建設に流れていたといわれている。⁽¹²⁾

シュレージエンの麻工業も非常な苦境に陥った。その状況を、ここではW・ヴォルフ(Wilhelm Wolf)が一八四四年に執筆し、翌年ピュットマンの『ドイツ市民名簿』(Puttmanns Deutsches Bürgerbuch)に発表した論文「シュレージエンにおける貧困と暴動」⁽¹³⁾(Das Elend und der Aufruhr in Schlesien)を素材として述べているように。

ここでの麻工業の特徴は、山地や平地における農村工業として営まれ、「完全に封建時代から脱したなど」と信

じる者は一人もいなかった⁽¹⁴⁾」点に求められる。「農村の人々は一八一〇年のマルティン祭以降はまったく『自由』なのだ」と信じていた。しかし、各地の暴動は容赦なく鎮圧されたし、農民たちには、以前と同様にすべての剰余物を納付せよとの王の勅令が下された。したがって、あらゆる賦役（alle Fronen und Hofdienste）、あらゆる貨幣給付と現物給付（alle Geld- und Naturalleistungen）、……が従前通り完全に生きていた⁽¹⁵⁾」のである。

他方、「営業の自由」により、「都市と農村とを問わず、いまや誰もが、親方試験のための作品を提出すること、『権利』を買うこともなく、手工業を営むことができる」ようになったのであるが、「独占体としてのツンフト」が存続したため、「一定金額の納付を条件に、限られた数の人間だけがツンフトの構成員となり」、ツンフトは「投機を伴った資本の独占」となったのであった⁽¹⁶⁾。

「シュレージエンの麻工業の栄光がかげり始めた」のは、「他国の競争がわれわれの障害になった」からである。ここでの麻紡績工は、外国では機械が使用されているのに、相変わらず古い道具を使用しており、加えて綿製品がしばしば麻製品にとって代ったのであった。「その結果、しばしばスूपに入れる塩にさえこと欠く有様であった⁽¹⁷⁾」。

麻織物は、「富裕な工場主兼商人にますます従属し、一定の賃銀で働く織工」によって生産されるか、または「問屋商人から糸を借り、かれに完成した麻布を売らざるを得ない」織工によって製造された。この部門では、「人口が増大し、それとともに求職も増大した」のに対し、「職場は減少する一方である」といった事情のもとで、織工は、問屋商人に製品を買い叩かれ、加えて通貨制度の不備を悪用した支払いや、トラック・システムによってさらに収入を減らされ、「ますます貧しくなって困窮と隷属の深みに陥っていった」のである⁽¹⁸⁾。

しかも、こうした状況にある紡績工や織工に対して、「領主は依然として地租 (Grundzins)、紡績税、狩猟税、夜警税 (Spin-, Jagd- und Wächergeld)、賦役 (Fronen)、保護金 (Schutzgeld) 等を要求した」⁽¹⁹⁾。これらの結果、一八四四年六月四日午後二時にニーダーペテルスヴァルダウ村 (Nieder-Peterswaldau) で勃発したシュレージェンの織工一揆は、一八三〇〜一八四〇年代における「大衆貧窮」と「社会問題」の頂点を画する事件となったのであった。⁽²¹⁾

以上の麻工業の例が示すように、イギリスの競争による家内工業の危機も下層人口の増大と貧窮化の一原因となった。なお、家内工業の従事者が工場労働者に転じたばあいには、農村過剰人口と同様に、不熟練労働者を形成したのである。⁽²²⁾

- (1) W. Kollmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 77.
- (2) ラーフェンスベルクについては、藤田幸一郎、前掲論文、一一六ページ以下。シュレージェンについては、酒井良彦「ドイツ農村工業の性格」、高橋幸八郎編『近代資本主義の成立』東大協組出版部、一九五〇年、所収。末川清「三月革命期における封建的賦課廃棄の運動——シュレージェン州を中心として——」、『西洋史学』三七輯。良知力「ウィルヘルム・ヴォルフとシュレージェン農民問題」、同『ドイツ社会思想史研究』未来社、一九六六年、所収。大月誠、前掲論文。柳沢治「ドイツ三月革命の研究」岩波書店、一九七四年、一五〇ページ以下。
- (3) W. Schulte, a. a. O., 125.
- (4) G. Scholler, a. a. O., 464-465. W. Schulte, a. a. O., 125. なお「イングランド、スコットランド、アイルランドにおける機械紡績工場数は、一八三四年から一八七三年に達していた (Hans Domeyer, Soziale und wirtschaftliche Bemühungen in der Krisenzeit des rauenbergischen Leinengewerbes, Bielefeld 1972, 10)。
- (5) (6) W. Schulte, a. a. O., 126, 503.
- (7) G. Scholler, a. a. O., 546-549. W. Schulte, a. a. O., 124-125.

- (8) W. Schulte, a. a. O., 503.
- (9) Ebd., 125.
- (10) Ebd., 129.
- (11) Ebd., 130-131. H. Domeyer, a. a. O., 18.
- (12) G. Schmoller, a. a. O., 465. W. Schulte, a. a. O., 132.
- (13) この論文の全文は、C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O., 157-178 に収録されており、邦訳としては、良知力編、前掲資料「一五五〜一七九ページ」がある。なお、この論文が発表された『ドイツ市民名簿』は最近翻刻が出版されたが(Hermann Püttmann Hrsg., Deutsches Bürgerbuch, Darmstadt 1845 und Mannheim 1846, Mit einer Einleitung von Wolfgang Menke, 2 Bde., 1975)「リッピタ C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O.」を使用す。
- (14) C. Jantke und D. Hilger Hrsg., a. a. O., 159. 邦訳「一五七ページ(必ずしも邦訳に従ってはいない)」。
- (15) Ebd., 158. 邦訳「一五六ページ。なお、農民の具体的状況については、末川清、前掲論文、を参照せよ。」
- (16) Ebd., 161. 邦訳「一五八〜一五九ページ。」
- (17)(18) Ebd., 163-164. 邦訳「一六〇〜一六一ページ。」
- (19) Ebd., 167. 邦訳「一六三ページ。」
- (20) 織工一揆の経過については、Vgl. Ebd., 169ff. 邦訳「一六六ページ以下。大月誠、前掲論文、八七ページ以下、を参照せよ。」
- (21) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat« 119. W. Köllmann, Die deutsche Bevölkerung, 36. W. Abel, Massenarmut, 5.
- (22) L. Puppe, a. a. O., 17.

5 工業の雇傭能力の限界

「農民解放」による農村下層民の増大と窮乏、「営業の自由」による手工業者の過剰の発生、およびイギリス

の競争による家内工業の危機が「大衆貧窮」を惹き起したのは、これらの結果増大した下層民に対して工業の雇傭能力が余りにも小さかったからであった。したがって、つぎに、三月前期における工業の雇傭能力を、西エルベ地域の綿工業と鉄工業の作業場の規模を例にとって検討してみよう。西エルベ地域がプロイセンにおける当時のもっとも先進的な工業地域であり、かつ綿工業と鉄工業は消費資料と生産手段の基軸的な生産部門であったからである。

まず、綿紡績業について、デュッセルドルフ県を取り上げて検討することにしよう。J・ケルマンは、一七五〇年から一八三三年までのラインラントにおける製造所^{マキナフクトワ}についての資料を分析して、つぎのようにいつている。「ラインラントのすべての領域のなかで、デュッセルドルフ県が傑出して優越した地位を占めていた。……わたしが知っているすべての機械紡績工場を再現するために表の作成を試みた。そこでは、あらゆる種類の機械紡績工場が採り上げられている。すなわち、単に人間の手が動力として使用されているもっとも簡単な形態から、馬力または水力によって人間の動力から大幅に解放され、わたしが工場に類似の形態と呼ぼうと思う形態を経て、蒸気機関によって、労働のテムポを規制された、不断の労働力が存在する純粹の工場経営に至るまでのものが採り上げられている⁽¹⁾」と。ここで、後段の考察との関連で、差当り工場の概念が曖昧な点に注意しておきたいと思うところ⁽²⁾で、J・ケルマンの表に従うと、一八三三年のデュッセルドルフ県一三郡における機械紡績工場の数は四六で、うち蒸気機関を使用している経営は一一であった⁽³⁾。

作業場の規模についての例を挙げるならば、(1)一八〇〇年にケトヴッヒ (Kettwig) では、「綿糸が手動機械 (Handmaschinen) で紡がれる四つの工場」で「ほぼ二四名」が働いていた⁽⁴⁾。「二工場平均六名」。(2)一八一一年にヴェ

ーゼル（Weesl）では、五つの企業が二六六名の労働者を雇傭⁽⁵⁾（二企業平均五三名）。(3)大陸封鎖解除後の困難な時期に、ラインラントの他の都市では綿紡績業が全部または一部倒産したのに対し、例外的に縮小することもなく維持され続け、ラインラントの綿紡績業の重要な中心地となったメンヘングラートバッハ（Mönchengladbach）では、一八二一年に手動機械を使用した六紡績工場で三二〇名が働いており（一紡績工場平均五三名）、一八三三年に初めて、七つの水車のうちの一つが綿紡績に利用されるようになるとともに、クローン兄弟の企業（das Unternehmen der Gebr. Croon）が蒸気機関を使用するようになり、近代的工場経営への第一歩を印した後、翌一八三四年には九綿紡績工場で八九一名が雇傭（一紡績工場平均九九名）。しかし、なお一八四〇年代中葉までは手動機械の紡績工場が支配的であった⁽⁶⁾。(4)ライト（Rehdt）では一八二一年に五紡績工場で三五〇名が労働⁽⁷⁾（一紡績工場平均七〇名）。(5)ノイス（Neus）では一八〇四年に二紡績工場で六〇〇名（一紡績工場平均五〇名）。(6)バルメンでは、一八三六年に蒸気力紡績工場が一つだけ存在し、一八〇名を雇傭⁽⁹⁾。(7)例外的規模として、一七八三年にドイツ最古の紡績工場としてデュッセルドルフ近辺のラーティンゲンに設立されたブレッゲルマン（Brögelmann）の経営で三〇〇名⁽¹⁰⁾。なお、デュッセルドルフ県以外のラインラントには綿紡績工場は比較的僅かしか存在していなかった⁽¹¹⁾。以上から、(7)を特例として考察の外に置くならば、綿紡績工場の規模は、手動機械を使用しているばあいには平均五〇名、蒸気力紡績機のばあい、挙例の(6)では一八〇名、水力紡績機のばあいは、推定の域を出ないのであるが、七〇〜八〇名であったといえよう。なお、後に考察する児童労働者の保護の問題は、この部門を中心に展開することになるのである。

綿織物業は、一八五〇年代まで家内工業形態が支配的であって、世紀の後半に力織機が導入されるとともに、

工場経営へと移行していったのであるが、世紀の前半に例外的に集中作業場の形態をとっていたばあいについてみるならば、(1)一八一九年にオスミングハウゼン (Osminghausen) の W・フロヴァイン (Wilhelm Frowein)、A・プライヤー (Arndt Preyer) ならびに W・シヒミッツ (Wilhelm Schmitz) の「麻・綿交織織物工場 (Siamosen-Fabrik)」は、合計で三八の織機と「水力紡績機で製造された綿糸または経糸編みのメリヤス機 (Wertwist-oder Kettenstühle)」を三台、「ボイラー (Kessel)」を二台所有し、五四名を雇傭⁽¹³⁾ (「工場平均一八名」)。(2)一八〇九年にルールオルト (Ruhrort) の「綿織物と半絹織物の著名なある工場」では四七の織機を所有し、六三名を雇傭していたが、一八一七年にイギリスの競争に敗れて倒産⁽¹⁴⁾。

一九世紀前半における綿工業の、以上のような作業場の規模に対して、ラインラント最初の紡績・織布兼営の大工場として、一八五三年に設立された「グラートバッハ紡織株式会社 (Gladbacher Spinnerei und Weberei)」のばあい、創立当時すでに一五、〇〇〇紡錘、三七〇名を雇傭しており、一八五六年には三〇、〇〇〇紡錘で七〇〇名、一八五七年に九〇〇名、一八六〇年末には一、〇〇〇名を雇傭している⁽¹⁵⁾。紡績工場数も、グラートバッハ商業会議所区域とグレーフェンブロイヒ郡においてのみで、一八五九年に一四、一八六一年には一九に達しており、グラートバッハ郡の工場労働者数も、一八三六年には二、五九二名であったのが、一八八八年には綿工業と羊毛工業部門「紡績から仕上げまでを含む」のみで一八、六〇八名を数えている⁽¹⁶⁾。先述の、一八三三年のデュッセルドルフ県一三郡の紡績工場数四六、うち蒸気機関使用のもの一一、およびバルメンの蒸気力紡績工場の労働者数一八〇名、と比較する時、三月前期の綿工業部門における雇傭能力の狭小は明白であろう。

つぎに、鉄工業の規模の検討に移ると、(1)クルップ商会 (Firma Krupp) のばあい、一八三一年に労働者は九名、

一八四六年に一四二名。(2)一八五四年にボーfum連合 (Bochumer Verein für Bergbau und Gussstahlfabrikation) と発展するマイヤー商会 (Firma Mayer) のばあい、一八四六年に七〇名。(3)例外的な規模として、グーテホフヌンク冶金所 (Gutehoffnungshütte) のばあい、一八一八年に一七六名、一八三二年に三四〇名、一八四三年には二〇〇〇名。(4)最初の結合経営といわれるヴェッターのハルコルト機械製作所 (Mechanische Werkstätte Harkort & Co. in Wetter) のばあい、一八三二年に一四七名(鉦山一八名、鉄冶金と鑄鉄に三六名、パッドル炉と庄延に四五名、機械製作に五〇名⁽¹⁷⁾)。

ところで、一八五〇年代以降の産業革命の突破の過程において労働者数は、クルップのばあい、一八五五年に七〇〇名、一八六七年に六、九〇〇名、一八七一年に八、九〇〇名、一八七三年には一二、〇〇〇名へと増大し⁽¹⁸⁾、ボーfum連合のばあい、一八五八年に五六〇名、一八六四年に一、九五〇名へと増加している⁽¹⁹⁾。この数字から、三月前期の鉄工業における雇傭能力の限界を看取し得るであろう。

以上、三月前期の「大衆貧窮」は、「農民解放」、「営業の自由」、およびイギリスの競争による家内工業の危機によって発生した下層貧民の増大に対して、当時の工業の雇傭能力に限界のあったことから生じてきた。しかし、この「大衆貧窮」は、同時に一八五〇年代以降における産業革命の突破の過程に対して、重要な基礎条件の一つを準備するという意義をも担っていた。W・ケルマンはつぎのように述べている。「この新しい下層民は、工業労働者人口に対する貯水池を形成した。それによって初めて、社会的な過程が、工業化の経済的な過程と結び付いたし、また五〇年代に、工業化によって過剰人口の危機という妖怪が、追放され得たのである⁽²⁰⁾」と。こうした意義をもった三月前期の「大衆貧窮」の状態をつぎに考察して、以上の検討を締め括ることにしよう。

- (1) Joachim Kernann, Die Manufakturen im Rheinland 1750-1833, Bonn 1972, 196.
- (2) 一八三九年の児童保護規定においては工場の概念が曖昧であった。この点の指摘をVgl. G. K. Anton, a. a. O., 86. Karl-Heinz Ludwig, Die Fabrikarbeit von Kindern im 19. Jahrhundert, Ein Problem der Technikgeschichte, VSWG, Bd. 52, 1965, 71. また一八三〇年代にラインラントにおいて工場という言葉が初めて意味内容をもって使用された点については、渡辺尚「仕事場から『工場』へ——『ラインラント・インストンマーン公認住民録（一八三三）』分析(1)——」、『経済論叢』一一六巻五・六号、一九七五年、を参照せよ。
- (3) J. Kernann, a. a. O., 198-199. なお「三郡」 Geldern, Kemper, Krefeld, Kleve, M-Gladbach, Grevenbroich, Neuf, Lennep, Elberfeld, Solingen, Düsseldorf, Duisburg, Rees などを。
- (4) Ebd., 202.
- (5) Ebd., 203.
- (6) Ebd., 204-205. なお一八四九年にも一八三四年と同様に、九紡績工場が存在していたが、労働者数は七四二名であり、僅かに減少している(Willy Fränken, Die Entwicklung des Gewerbes in den Städten Mönchengladbach und Rheydt im 19. Jahrhundert, Köln 1969, 58)。一八三六年にグラーブハム郡では一四紡績工場が存在し、一五一名が働いていた(「工場平均二名」(Gerhard Adelman Hrsg., Der gewerblich-industrielle Zustand der Rheinprovinz im Jahre 1836, Amtliche Übersichten, Bonn 1967, 58. なおG・アーデルマンの編集によるこの資料の作成過程の詳細については、渡辺尚「G・アーデルマン編『一八三六年ライン州鉱工業事情・地区別統計』」北海道大学『経済学研究』一一三巻三号、一九七三年、を参照せよ)。しかし、他の文献によれば、同じ年に同じ郡で、工場の内訳が蒸気力紡績工場三、水力紡績工場三、手動紡績工場一〇となっており、工場数に喰ひ違ひがみられる(Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuss Hrsg., Werden und Wachsen eines Wirtschaftsgebietes am linken Niederrhein, Festschrift zur Feier ihres 100jährigen Bestehens, M. Gladbach 1937, 48)。
- (7) J. Kernann, a. a. O., 205-206.
- (8) Ebd., 206-207.

- (9) Ebd., 202. G. Adelman, a. a. O., 49.
- (10) G. Adelman, a. a. O., 18.
- (11) J. Kernann, a. a. O., 207. なお、ヤレン県の事情については Vgl. Ebd., 210-215.
- (12) Ebd., 222.
- (13) Ebd., 219.
- (14) Ebd., 221. なお、一八三六年に織布業の中心地であるエルバーフェルト郡では、綿製品製造部門の経営数が七二、労働者数が六、九六五名(「経営平均九六名」であった(G. Adelman, a. a. O., 46)°。但し、具体的な経営形態については不明であり、当時の織布業の一般的趨勢から、問屋制の形態をとっていたであろうが大部分ではないかと推定される°。
- (15) Marie Bernays, Die Geschichte einer Baumwollspinnerei, ihr Produktionsprozeß und ihre Arbeiterschaft, Diss. Heidelberg 1910, 4-5. Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuß Hrsg., a. a. O., 83.
- (16) Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuß Hrsg., a. a. O., 41, 84, 99.
- (17) W. Köllmann, Rheinland und Westfalen, 219.
- (18) Krupp 1812-1912, Zum 100 jährigen Bestehen der Firma Krupp und der Gußstahlabrik zu Essen-Ruhr, Essen 1912, 109, 207, 211.
- (19) Walter Däbritz, Bochumer Verein für Bergbau und Gußstahlabrikationen in Bochum, Neun Jahrzehnte seiner Geschichte im Rahmen der Wirtschaft des Ruhrbezirks, Düsseldorf 1934, 82, 133.
- (20) W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 411. 註2° Vgl. H.-U. Wehler, Das deutsche Kaiserreich, 22-23.

6 三月前期における「大衆貧窮」

三月前期には、以上のような諸原因から下層民が増大し、貧窮化していったのであるが、一八三〇～一八四〇

年代には、この下層民に対して従来の「賤民」^{ペーペル}に代って「プロレタリアート (Proletariat)」という呼称が用いられるようになった。この言葉は、古代ローマの《proletarius》に起源をもち、その後、その使用には変遷があったが、一九世紀の前半に、ドイツにおいて下層民の増大と貧窮がさし迫った問題となった時、下から膨れあがってくる者を意味したフランス語の《proletaire》という言葉が、ドイツに移植されて、「プロレタリアート」として使用されるようになった。この新しい言葉は、もはや「賤民層」^{ペーペル・シュタイン}ではなくなった、解放された賤民 (der entfesselte Pöbel) を指すものとして用いられたのであった。⁽¹⁾

この言葉の普及に示される「解放された賤民」^{ペーペル}の増大と貧窮に対して、プロイセンでは一八二〇年代にすでに警告が発せられていた。初代のヴェストファーレン州長官 L・V・フィンケ (Ludwig Freiherr von Vincke) は、一八二四年にベルリン政府に対して「ヴェストファーレンにおける農場の分割と土地の細分化」についての意見 (Gutachten über „die Zerstückelung der Bauernhöfe und die Zerspaltung der Grundstücke in Westfalen“) を提出して、つぎのように述べている。「ブルジョア社会の幸福は、有能で健康な、かつ精神的、知性的な、道徳的で教養のある多くの人間の存在に左右される。この幸福は、多数の窮迫した賤民」^{ペーペル}の存在とは矛盾する。それゆえ、立法は人口の無条件の増大を原則としてはならない。少なくとも、自然が勤勉な働き手にすら僅かの利得しか与えないような地方においてはそうである」と。⁽²⁾

フォム・シュタイン (Freiherr vom Stein) もまた、かれの死の直前に当る一八三一年一月一四日にヴェストファーレン州議会において「ブルジョア社会の最下層階級の数の増大と諸要求から生じる」危険について警告し、つぎのように述べた。「この階級は、都市においては、故郷のない、無産の賤民」^{ペーペル}からなっており、農村においては、

第11表 Preußen, Sachsen, Württemberg における穀物と馬鈴薯生産の指数

(1840=100)

年 邦	1840	1841	1842	1843	1844	1845	1846	1847	1849	1850
Preußen	100	101	103	102	106	107	67	143	126	96
Sachsen	100	106	109	113	119	114	101	120	119	109
Bayern	100	104	104	96	97	119	114	140	116	118
Württemberg	100	102	104	109	107	109	111	128	126	98

第12表 ラインラントとポメルンにおけるライ麦、小麦、馬鈴薯の市場価格

	ライ麦				小麦				馬鈴薯			
	ラインラント		ポメルン		ラインラント		ポメルン		ラインラント		ポメルン	
	トン当 りマル ク	%	トン当 りマル ク	%	トン当 りマル ク	%	トン当 りマル ク	%	トン当 りマル ク	%	トン当 りマル ク	%
1840	142	100	87	100	193	100	171	100	41	100	23	100
1841	120	85	99	113	173	90	159	93	36	88	26	113
1842	135	95	109	125	203	105	163	95	35	85	27	118
1843	164	116	108	124	192	100	132	77	40	98	29	113
1844	125	88	93	107	162	84	129	76	30	73	22	96
1845	152	107	112	129	177	92	143	84	40	99	28	119
1846	225	158	152	174	249	129	194	113	67	164	47	201
1847	243	171	189	217	299	155	250	146	75	185	64	276
1848	118	83	84	96	169	88	148	87	43	106	36	157
1849	99	70	77	88	155	81	148	86	40	99	29	127
1850	107	75	90	103	149	77	145	85	36	87	33	144

小屋住農 (Kleine Kötter)、小農民 (Brinksizer)、ノイバウアー、アインリーガー、ホイアーリングからなっている。かれらは嫉妬と物欲を自身のうちで養い、抱いている」⁽³⁾と。

こうした警告にもかかわらず、「プロレタリアート」は増大していき、とくに一八四六―一八四七年の凶作と物価騰貴により飢餓状態に陥ったのであった。ドイツにおける「古い秩序」の凶年 (ein Notjahr „alter Ordnung“ in Deutschland) といわれる一八四七年⁽⁴⁾の状況はつぎの如くであった。

一八四六―一八四七年における凶作と食料価格の騰貴は、「古い型の恐慌 (Krisen vom „type ancien“ oder Krise alten Typs)」に属し、大衆の生活に直接的な

影響を及ぼすと同時に、間接的に工業の消費資料への需要を減少させ、資本を消耗することにより、全経済の流動性を阻害したのであって、農産物の相対的過剰生産により、農業経営者の一般的な所得減少と窮状をもたらす本来的な意味での「農業恐慌」ではなかった。⁽⁵⁾ 第11表⁽⁶⁾において注意を惹く点は、一八四〇年の穀物と馬鈴薯の生産高を基準としたばあい、一八四六年にプロイセンの指数が六七にまで落ち込んでいることである。この結果、第12表⁽⁷⁾によると、ポメルンとラインラントにおいて、ライ麦、小麦、馬鈴薯の価格がいずれも一八四七年に最高の高値を示している。このように、一八四七年の穀物価格の高騰は一八四六年の凶作の結果であった。

ところで、第12表から注意を惹く点は、まず、ライ麦と馬鈴薯という基本的な食料の価格が東部諸州よりも西部諸州において遙かに高く、つぎに、価格の上昇率は、逆に西部諸州よりも東部諸州において著しいことである。前者は、当時、交通、運輸手段が未発達であったことから、東西の結合がなお不十分であったことと、東西両地域の収穫減少の規模や社会経済的な構造、とくに所得と購買力の水準の相違を示し、⁽⁸⁾ 後者は、東部諸州においては、第6表で示したように、一八四六―一八四七年においても穀物の輸出が維持、強化されたのに対し、西部諸州では逆に穀物の輸入が増大したことに起因している。⁽⁹⁾ このように、穀物価格の具体的な騰貴のあり方は、東部と西部の諸州で相違していたのであるが、いずれにせよ下層民の困窮に一層拍車がかけられたことは明白である。

一八四七年にヴェストファーレンにおいては、すでに引用した『ヴェストファーレン蒸気船』の記事にみられるように大量の乞食が発生するとともに、盗難等の犯罪も激増した。⁽¹⁰⁾ また、同年冬にはヴェストファーレン各地において援助金が募られ、貧民に対するスープの給与所(Suppenstalt)が開設されている。⁽¹¹⁾ さらに、アメリカの

ルイスヴィル (Louisville) では労働者によってドイツの窮民のための募金 (Armengeldsammlung) が行なわれ、窮乏のもっとも甚だしかったシュレージエン、シュヴァルツヴァルト、ヴェストファーレンに各二〇〇ドルが送られている。⁽¹²⁾ ドイツから海外への移民も一八四六年より以前には平均三四、〇〇〇人であったのが、一八四六年には五七、〇〇〇人へと急増した。⁽¹³⁾ こうした事例から一八四六—一八四七年の窮状がいかに深刻であったかを知ることができよう。

一八四四年のシュレージエンの織工一揆と一八四六—一八四七年の凶作および穀物と馬鈴薯の価格騰貴は三月前期の「大衆貧窮」の頂点を画する事件であった。この結果、「社会問題」は緊急の政治問題となっていた。一八四六年に J・A・V・ラドヴィツ (Joseph Maria v. Radowitz) は、「プロレタリアートが巨大な姿でそこに立っている。そして、それによって現在の血のドクドク出る傷口——大衆貧窮——が開いている」と述べ、確信をもって、つぎの革命は政治的な革命ではなく、社会的な革命であろう、と予言し、社会主義と共産主義の新しい教義が、フランスからドイツに作用し始め、それがプロレタリアートと結び付けられている、と指摘した。L・V・シュタイン (Lorenz von Stein) もまた、一八四二年にすでに、「誰もその実在を信じることを欲しないが、しかし誰もがその存在を認め、かつ怖れている陰惨で脅迫的な妖怪」、すなわち共産主義が戸口に立っている、と書いている。⁽¹⁴⁾ もとより、ここで「プロレタリアート」というばあい、解放された賤民を主力とし、西エルベ地域において、繊維工業を中心に新たに形成され始めた工場労働者をも含んでいた点に留意する必要がある。

このようにして三月前期の「社会問題」は緊迫の度を加えながら政治問題と結び付いていき、「三月革命」の前史の一重要局面を形造っていったのであるが、⁽¹⁵⁾ 他方、こうした「大衆貧窮」の進行に対してプロイセン政府は

ただ腕をこまぬいていたのではなかった。プロイセン政府は、すでに窮迫していく手工業者と新たに形成され始めた工場労働者を、社会立法を通じて保護し、政治的に統合していく試みに着手していた。三月前期におけるプロイセンの中間層政策と社会政策の展開がそれである。そのさい、すでに指摘したように、三月前期のプロイセンにおける「社会問題」は中間層問題を主要な局面としながらも、すでに工場労働者問題をも日程にのぼせるに至っていた。したがって、「社会問題」に対するプロイセン政府の政策的対応は、中間層政策よりも先に、まず工場労働者問題に対する一八三九年の児童保護規定でもって開始されたので、つぎにこの点の検討にすすむことにしよう。

(1) 「プロレタリアート」という言葉はつぎのような変遷を辿っている。起源は、古代ローマの「proletarius」にあり、共和国末期には本来の社会法的意味を喪失したが、ヨリ一般的な意味で使用され、後期中世以降、とくにイギリスにおいて再び屢々用いられるようになった。フランスとドイツにおいても、この言葉は、ラテン語の「proletarius」から新たに導入され、一般的に無産の、手から口へと生活する者を指した。

ドイツではこの言葉は、一七世紀には屢々用いられたが、一八世紀には使用されることが稀となった。しかし、一九世紀の最初の数十年間に、^{ベイル}賤民の過剰がさし迫った問題になった時、下から膨れあがってくる者を意味したフランス語の「proletaire」が移植されて、「プロレタリアート」として使用されるようになった。したがって、この新しい言葉は、新しい種類の、解放された^{ベイル}賤民——それゆえに、もはや「^{ベイル}賤民層」ではない者——の呼称となった。

「プロレタリアート」概念の尖鋭な使用は、この言葉がシスモンディ(Sismondi)の二階級理論(Zweiklassenlehre)と結び付いた時に始まる。この理論は、ドイツにおいても、危険で有害であるとの表象を伴って広く受け入れられた。しかし、当初においては初期社会主義理論や工業主義との関連をもつてはいなかった。一八三二年に、C・B・シュトゥーヴ(H (Carl Bertram Stüve)は、『ハノーフェ王国の現状について』(Über die gegenwärtige Lage des Königreichs Hannover, Jena 1832)において、封建制末期の社会における有産者と無産者の二階級への分裂について述

べ、社会的危機を克服するために、社会政策的見地に立った農民解放の重要性を説いた。つまり、ここでは身分制的な農業社会に対する闘争が問題とされ、農民解放によって健全な中間層を育成し、二階級の危険な対立を克服することが問題とされたのである。

その後、一八四〇年代に「社会問題」の深刻化を背景に、「プロレタリアート」は、L・V・シュタインにより共産主義の危機と結び付けられ、さらに、K・マルクスによってブルジョア的な営利社会の否定と結び付けられたのである（W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 117-119）。

(2) W. Schulte, a. a. O., 115. W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 116. W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 83. このあたりの極端な主張は、この医師 C・A・ヴァインホーネー (Carl August Weinhold) に与えられた。かれは、一八二七年に『過剰人口について (Von der Übervölkerung)』を著わし、この者に対して避妊による生殖の禁止を提唱した。すべての乞食と現在結婚していない貧乏人、地方自治体の扶助で生活している労働不能者と病人、都市と農村のすべての男性使用人、職人と徒弟 (W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 116. W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 83-84)。

(3) W. Schulte, a. a. O., 499. W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 116.

(4) W. Abel, Massenarmut, 57.

(5) Jürgen Bergmann, Ökonomische Voraussetzungen der Revolution von 1848: Zur Krise von 1845 bis 1848 in Deutschland, in, Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 2: Hans-Ulrich Wehler Hrsg., 200 Jahre amerikanische Revolution und moderne Revolutionsforschung, Göttingen 1976, 270-271. Vgl. W. Abel, Massenarmut, 56-58.

(6) J. Bergmann, a. a. O., 261.

(7) Ebd., 264.

(8) Ebd., 266, 269.

(9) Ebd., 267-268. 一八四七年のケルン商業会議所の報告は、先年の凶作の結果、「穀物取引において、年間を通じてその動機においては嘆かわしいが、しかし、その作用においては喜ばしい活潑さ」が示された、と報じた。すなわち、

春にはケーニヒスベルク、シュテッティン、ヴォルガスト、グライフスヴァルトやシュトラルズントから穀物が輸入され、ベルギー、オランダの在庫もまた流入し、夏と秋にはリガ、ペテルスブルク、アルハンゲル、オデッサ、ニエーヨークから大規模な輸入が行なわれたのであった (Ebd., 267)。

なお、J・ベルクマンは、この論文で、「一八四六～一八四七年の経済危機が、「三月革命」に対してどの程度作用したのか、を検討し (Vgl. Ebd., 224-225)」、第一一表に示されているように、南ドイツでは一八四五年以降収穫が上昇を示しており (Ebd., 261)、『プロセインにおいても、一八四七年八月の収穫開始とともに、穀物価格は低落しており (Ebd., 272-273)』この危機が個々の社会集団に対してどのような影響を与えたのか、についてはなお立ち入った吟味が必要である」との結論に達している (Ebd., 273)。

- (10) W. Schulte, a. a. O., 152-153.
- (11) Ebd., 150.
- (12) Ebd., 153.
- (13) Ebd., 155.
- (14) W. Conze, Vom ›Pebel‹ zum ›Proletariat‹, 118-119.
- (15) 前掲拙著「一六六ページ以下を参照せよ」。